

対象資金について（一覧表）

	設備区分	1 設備のみ導入	2 つ以上の設備導入	
			可否	判断基準
①	エネルギー対策設備（エネルギー対策保証 適用設備 1 2 7 設備） 太陽光パネル、燃料電池設備、風水力発電設備、地熱発電設備、太陽熱利用設備、バイオマスエネルギー利用設備、コージェネレーションシステム、省エネ型ボイラー・電気炉・乾燥装置等 （いずれも付属の蓄電装置、専用装置等を含む）	×	×	①の設備のみでは対象外
			○	②又は③の設備と併せて導入すれば対象（資金全体として、省エネ・電力危機対応等本制度の趣旨に沿ったものに限る）
②	電力危機対応設備（エネ対保証適用外設備） 高効率照明、断熱改修、屋外緑化、自家発電機、自家発動機、蓄電池（エネルギー対策設備に付属するものは除く） 上記設備の他、協会が対象設備と判断したもの	○		○
③	一般設備（上記①②以外の設備） 上記①②以外の設備資金 例：エネルギー監視システムの導入、ソーラーパワーシステムのパワーコンディショナ設置用倉庫等	×	×	③の設備のみでは対象外
			○	①又は②の設備と併せて導入すれば対象（資金全体として、省エネ・電力危機対応等本制度の趣旨に沿ったものに限る）